

令和5年度

学校教育の重点

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を創造する子ども」

一人一人の子どもを徹底的に大切にする京都市の教育

「まちづくりは人づくりから」。これはまちの発展を教育の力に託した京都の町衆の志です。今から約150年前、明治維新による都市衰退の危機の中、子どものいるいないにかかわらず、全ての世帯が「竈金（かまどきん）」と呼ばれる私財を出し合い、日本初となる地域の子どもたちが学ぶことのできる小学校（番組小学校）を創設しました。以来、京都の人たちは、この志を受け継ぎ、子どもを社会全体で温かく包み、育んできました。

こうした先人たちの伝統と進取の気風で培われた京都ならではの「はぐくみ文化」の下、「誰一人取り残さない」という確固たる信念と、未来社会の創り手となる子どもを育むという崇高な使命を担うことへの誇りをもち、市民ぐるみ・地域ぐるみで「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育を共に進めていきましょう。

本冊子は、本市学校教育の年度ごとの指針とその重点取組を定めるものです

京都市教育委員会

令和5年度学校教育の重点 ～グランドデザイン～

目指す子ども像と 3 つの姿



京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を創造する子ども」

3つの姿

1

広い視野と
豊かな感性を持ち、
よりよい人生や社会を
創造できる

2

様々な学びを生かし、
社会的・職業的自立を
果たすことができる

3

多様な他者と共に生き、
学び合い、
人権文化の担い手と
なることができる

令和5年度 重視する視点

子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、
学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める

幼稚園

- 1 子どもが主体的に遊ぶ姿を重視する
- 2 小学校期の学びにつなぐ「学びに向かう力」を育む
- 3 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性（折り合う心）を育む保育を推進する

小・中・小中学校（義務教育学校）

- 1 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める
- 2 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る
- 3 自他を大切にし、「公共の精神」に基づく態度を育む

全教職員で進める
学校園づくり5つの柱



「生きる力」を育む15の取組

『いのち』

～子どもの命を守りきる～

『よりそい』

～多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進める～

『つとめ』

～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める～

『ひろがり』

～カリキュラム・マネジメントの視点をもって
社会に開かれた教育課程を実現する～

『つながり』

～校種間連携・接続により子どもを支える～

- 1 社会とのつながり・接続を実感できる授業への改善
- 2 基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語活動の充実
- 3 探究活動を通じた、主体的・対話的で深い学びの実現
- 4 グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成
- 5 LD等支援の必要な子どもの学力向上
- 6 道德教育の充実
- 7 伝統文化・芸術や自然体験等を通じ豊かな感性・情操を育む教育の充実
- 8 規範意識の育成
- 9 多様性を理解する姿勢の涵養
- 10 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり
- 11 運動やスポーツの実践と体力の向上
- 12 保健教育の充実
- 13 飲酒・喫煙・薬物に関する指導
- 14 安全教育の充実
- 15 食に関する指導の推進

「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を

高等学校

- 1 一人一人の生徒を主語にする学校教育を推進するために、「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」を踏まえ、各校の特色・魅力を生かした教育活動を展開する
- 2 新学習指導要領の趣旨の実現に向け、教育活動全体を通じて自立した学習者を育む
- 3 生徒一人一人のキャリア発達を支援する視点から、個に応じた支援・指導に取り組む

総合支援学校

- 1 子どもを「できる存在」として捉え、
できる姿を通して「生きる力」を育む
- 2 地域社会と協働して、
社会に生きる子どもを育む
- 3 自立と社会参加の実現に向けた
生活態度や規範意識を育む

目次

第1章 目指す子ども像と3つの姿.....	1
-----------------------	---

第2章 全教職員で進める学校園づくり 5つの柱	2
-------------------------------	---

■『いのち』～子どもの命を守りきる～.....	2
-------------------------	---

■『よりそい』～多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進める～	3
---------------------------------------	---

■『つとめ』～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める～	4
---	---

■『ひろがり』～カリキュラム・マネジメントの視点をもって社会に開かれた教育課程を実現する～	5
---	---

■『つながり』～校種間連携・接続により子どもを支える～.....	6
----------------------------------	---

第3章 令和5年度 重視する視点.....	8
-----------------------	---

■幼稚園	9
------------	---

■小・中・小中学校（義務教育学校）	10
-------------------------	----

■高等学校	11
-------------	----

■総合支援学校.....	12
--------------	----

第4章 「生きる力」を育む15の取組	
--------------------	--

～自ら学び、考え、可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となる力の育成に向けて～.....	13
--	----

■知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）を一体的に育むための取組	14
--	----

参考資料

■関連資料等一覧.....	22
---------------	----

■一人ひとりの多様な幸せ（well-being）を実現できる社会の実現に向けて	24
---	----

■今後の教育界の動き	26
------------------	----

第1章 目指す子ども像と3つの姿

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」

今、学校・幼稚園等で学ぶ子どもたちは、先人の叡智と営みを礎に、豊かな人生を切り拓き、持続可能でよりよい社会を創造していく主人公である。そうした子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、豊かな人間関係を築きながら自分らしい生き方を探究し、様々な社会的変化を乗り越えていくための基盤・土台となる「生きる力」を育むことが教育の重要な使命である。

こうした教育という崇高な使命を担う私たちは、番組小学校創設の志と蓄積された実践を誇りに、今を見つめなおすとともに、未来を見据え、いかなる局面においてもSDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」ことを常に意識し、市民ぐるみ・地域ぐるみで「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育を一層推進していく必要がある。

京都市の目指す子ども像 3つの姿

1. 広い視野と豊かな感性を持ち、よりよい人生や社会を創造できる

本市は、「歴史都市」「国際都市」「環境先進都市」「ものづくり都市」「大学のまち」等、多様性に溢れた都市格を有するとともに、SDGsを都市経営の柱に据え、脱炭素など環境と調和した持続可能な都市文明の構築、そして広く世界と交わることによって優れた文化を創造し続ける「世界文化自由都市」であることを目指している。さらに、文化庁の京都への移転を契機に、自然と共生する美意識や価値観、家族や地域の絆など、今も暮らしの中に息づく精神性や行動様式への理解を深め、その発信とともに、「世界の文化首都」として文化の継承・発展の担い手の育成を目指す取組のより一層の充実が求められている。

こうした状況の下、長年にわたり育まれてきた市民力、地域力、文化力を生かした伝統文化教育や環境教育、食育、住育、自然体験活動等を通じ、広い視野を持ち豊かな感性を働かせながら、自分らしい生き方を探究し、持続可能でよりよい社会を多様な他者と協働して創造する子どもを育成する。

2. 様々な学びを生かし、社会的・職業的自立を果たすことができる

子どもたちの社会的・職業的自立に向けては、様々な社会参画の機会を通じて、社会に貢献する意義とやりがいを実感させるとともに、社会を形成する主体としての自覚や責任を育み、多様な可能性を発揮しながら、よりよい人生や社会を創造していく担い手となるための自己成長を促すことが大切である。

そのために、本市ならではの教育活動全体での系統的な「生き方探究（キャリア）教育」の実践を通じて、生きて働く「知識・技能」や「人とともに社会を生きる力」「自分を知り、律する力」「課題を見付け、解決する力」「夢や希望をつくりあげる力」「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する力」を一体的に培い、社会や家庭の中で自分の役割を果たしながら、生涯にわたり学び続け、自分らしい生き方を探究する子どもを育成する。

3. 多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となることができる

「世界人権宣言」や「誰一人取り残さない」というSDGsの理念等も踏まえ、多様な価値観を認め、互いに尊重し合い、共に助け合う態度を育てるため、人権が尊重される風土を全ての学校で意図的に創り出すとともに、あらゆる教育活動において、対話を通じて子どもが共に「学び合う」ことを人権教育の基盤とすることが大切である。

その基盤が構築されてこそ、学校という集団社会で、子どもは、心の底から湧く正義感や公正さを重んじる心を持ち、自尊感情を高め、互いを尊重することの大切さを学ぶことができる。この不断の積み重ねにより、自己実現を可能にする力を身に付ける子ども、人権という普遍的文化の担い手となる子どもを育成する。

第2章 全教職員で進める学校園づくり 5つの柱

『いのち』～子どもの命を守りきる～

- ① 子どもが自らの命を断つこと、また、学校事故等により子どもの命が失われることは絶対にあってはならない。子どもを教え育むという崇高な職務に携わる教育者としての誇りを持ち、子どもの命を守りきる使命を深く自覚するとともに、人権尊重の理念を十分認識し、「命、すなわち心と体を大切に子どもを育成できているか」、「子どもの内面から発せられる様々な表情や声に目を向け耳を傾けられているか」という原点に全教職員が常に立ち返る。そして、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、家庭・地域等と連携しながら、子どもの命を守りきる教育活動・学校運営に徹する。
- ② 学校が子どもにとって安心して生き生きと活動できる場であることの重要性を全教職員が認識し、子ども一人一人が、教職員はもとより、大人や友人など、あらゆる人間関係の中で大切にされていると実感できることを重視した教育活動を実践する。また、体罰、性暴力、スクールハラスメント等は人間の尊厳を否定する行為であり、絶対に許されないことを常に念頭に置き、組織的な指導を徹底し、子どもが安心して学べる環境を確保する。
- ③ 学校が子どもにとって安全な場所であるために、全教職員が教育活動に内在する危険を理解し、学校施設等の定期的な点検と日常の気づきを通じた危険の早期発見に努めるとともに、適切な指導を子どもに行うことで事故の発生を防ぐ。また、日頃から実地を含めた訓練や研修を行うことで、万一事故が発生した際に適切な救護措置をとることのできる組織体制を構築する。
- ④ 問題行動や不登校等の要因には家庭環境や人間関係などから生じる様々な「困り」があることを理解し、子どもの様子に異変を感じた場合には、初期対応の重要性はもとより、ささいな兆候や懸念であっても、教職員個人で抱え込まずに、学校一体となって、情報の集約と共有を徹底し、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を迅速かつ組織的に行う。
- ⑤ いじめについては、「京都市いじめの防止等に関する条例」「京都市いじめの防止等取組指針」及び各学校において定める「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、いじめはどこでもいつでも、どの子どもにも起こり得るという危機意識の下、未然防止の取組を進めながらアンケート等の活用によるいじめ等の兆候の早期発見と情報共有、学校・家庭・地域が連携した迅速かつ適切な対応及び再発の防止について、いじめ対策委員会による教職員の共通理解の下、組織的な対応を進める。
- ⑥ 子どもへの虐待については、教職員は発見しやすい立場にあり、虐待の事実が確認できなくとも、その疑いがあれば通告義務があることを自覚し、日常的な観察を組織的に行うことを徹底したうえで、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの情報共有や健康診断等で早期発見に努めるとともに、児童相談所や子どもはぐくみ室等との連携を図る¹。
- ⑦ 現代社会がデジタル機器やインターネット抜きにしては成り立たないことを前提に、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出、有害情報へのアクセスによる犯罪被害等は、子どもの命に関わる問題であることをしっかりと認識させ、家庭や地域・関係機関等と連携し、インターネットの過度な利用が心身への悪影響を及ぼす、いわゆる「ネット依存」等の予防や対応を含め、子どもに情報社会を生き抜くことができるよう情報モラルを育むとともに、身の回りに溢れる多様な情報を正しく理解し、適切な判断ができる力を育成する取組を一層推進する。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症のような経験したことのない新たな感染症に対しては、これまでの制度や慣習が通用せず、社会全体の速やかな行動変容や持続可能な活動が求められる。学校においても、基本的な感染予防対策を徹底するとともに、教職員が最新の知見をもとに感染症を正しく理解し、子どもが感染のリスクを自ら判断し、それを踏まえた行動をとることができるよう、様々な教育活動において組織的・計画的に指導する。
- ⑨ 地震・台風・大雨・火事等の災害は、身近に起こり得るものという考えの下、本市はもとより全国で発生した災害の教訓を踏まえ、学校が地域防災の拠点となることを常に意識し、これまでの取組及び「危機管理マニュアル」が現状に適したものになっているかを点検しながら、研修や訓練を通して適宜その改善を図る。また、緊急時の保護者への連絡体制を整え、迅速かつ的確な情報収集と発信を徹底する。

さらに、学校教育全体を通して防災教育を展開する中で、子どもの災害に関する知識や、危険に際して自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度を育成する。また、子ども自身が災害時に復旧、復興を支えるための「支援者」となる視点から、地域の一員として地域の防災・避難訓練等への積極的な参加を促進し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める取組を推進する²。

¹ 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

² 京都市防災教育スタンダード、京都市立学校防災マニュアル作成指針

『よりよい』～多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進める～

- ① 子ども一人一人がかけがえのない存在であるとの前提に立ち、全ての子どもの多様な能力や個性を生かし、また、これまで十分に発揮できなかった能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、学校が家庭・地域社会と連携しながら、多様な学びの機会を提供するとともに、子ども一人一人に丁寧に寄り添った行動を徹底し、個に応じた適切な配慮や支援を充実していく。
- ② 子ども一人一人の人権が常に保障され、どの子どもにとっても安心して自分らしく生き生きと活動し、学ぶことのできる学校・学級・授業の存在は、多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進めるための大切な基盤であることを共通理解する。そのうえで、学力向上や生徒指導、障害のある子どもへの支援、LGBTQへの理解³等の具体的な取組については人権教育の4つの視点[※]も踏まえ、ユニバーサルデザインチェック表やヒントブック等による見直しを図りつつ、校種間連携・接続や教職員の連携の中で継続的・組織的に進める⁴。

※ 1.人権としての教育 2.人権を通しての教育 3.人権についての教育 4.人権のための教育

- ③ 貧困やヤングケアラー[※]など、福祉的な観点の支援が必要な子どもに対しては、家庭環境も含め、その背景をしっかりと見取り、理解する。そして、学力の定着・向上をはじめとした学校総体の取組はもとより、スクールソーシャルワーカーの活用等により、児童相談所や子どもはぐくみ室、NPO等、他機関との日常的な連携を進めるなど、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが社会的に自立できるよう、きめ細かく対応する⁵。

※法令上の定義はないが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされている（厚生労働省HPより）。また、『家族のケアやお手伝いをする事自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解したうえで、「ヤングケアラー＝悪いこと」というメッセージとならないよう留意する必要がある。』とされている。

- ④ 不登校に関しては、初期段階から「児童生徒理解・教育支援シート」を活用するとともに、校内の登校支援委員会等での情報共有を進め、アセスメント（見立て）に基づいた適切な対応を図ることにより、未然防止や早期解決に繋げる。また、子どもの状況に応じて、休養と登校とのバランスを考慮するとともに、ICTの活用等を含め個に応じた学習支援、不登校相談支援センターとの連携などにより、将来の社会的自立を見据えた組織的・計画的な取組を積極的に進める⁶。
- ⑤ 「障害者差別解消法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を踏まえ、全教職員が子どもたちの障害・特性の理解と的確な実態把握やそれに基づく指導・支援についての専門性を高めるとともに、合理的配慮を包括した「個別の指導計画」等を必要とする全ての子どもに作成し、ICTの活用等を含め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の精選・創意工夫を徹底する⁷。
- ⑥ 医療的ケアを必要とする子どもについては、主治医や関係機関等と連携を行う中で、安全確保を前提として、本人や保護者の意向を踏まえ一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行う。また、長期間の入院や自宅での病氣療養を余儀なくされる子どもについては、医療機関と連携しつつICT機器を活用した遠隔教育等の取組を推進する。
- ⑦ 日本語指導が必要な子どもの学びを保障するために、ICTの活用等を含め、主に来日直後の外国籍や外国にルーツを持つ子ども等を対象とした特別の教育課程による指導を中心とした日本語指導や在籍学級での適切な支援の在り方について、校内の共通理解を図り、全校体制での取組を進める⁸。

³～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQについて知っていますか？」

⁴授業・学級・学校づくりのユニバーサルデザインチェック表（小学校）（中学校）、「困りのある」生徒への具体的支援ヒントブック

⁵多機関・多職種連携によるヤングケアラーの支援マニュアル及び学校関係概要版

⁶心の居場所づくりハンドブック、心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICTを活用した居場所づくりに向けて～、こころとからだのアンケート

⁷障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領

⁸日本語指導の手引「特別の教育課程」による日本語指導がスタートしました！、「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順、日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集、「外国にルーツをもつ子どもたち（日本語指導が必要な子どもたち）の教育」に関する、校内研修の進め方例・研修内容例、日本語を母語としない保護者のための「小学校生活スタートガイド」

『つとめ』～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める⁹～

- ① 全教職員が、教育という崇高な使命を担う者としての職責を深く認識したうえで、公私にわたり、社会的責任と教育公務員としての責務を常に自覚した言動に徹し、子どもや保護者との信頼関係を確固たるものとする。
- ② 教職員は、自らの姿を通じて、子どもに人としての生き方を伝える身近な存在として、学校園で学び育つ子どもにとって最大の教育環境である。こうした「教職員の言動そのものが教育である」との認識の下、いかなる時も、子どもの人権を守り、子ども自身が大切にされていることを実感できるように努める。そして、子どもの主体的な学びを支援する伴走者として、教職員自身が社会の変化を捉えながら、自律的かつ継続的に、そして探究的に学び続け、より人間性や創造性、専門性を高めていく。
- ③ 教職員同士が学び合い、相談し、支え合える、風通しのよい職場づくりや、職場以外での日常生活の充実、教職員自身の健康の保持・増進が、子どもの健やかな成長はもとより、全ての教育活動や学校運営の充実に欠かせないことを教職員一人一人が改めて認識する。
- ④ 京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針の下、教職員一人一人が自らの働き方や資質・指導力向上に向けた意識改革を進める。各学校園においては、行事の精選や会議の効率化、ICTをはじめ校務支援システムやクラウドサービスの有効活用等による校務の効率化を推進する。更に、部活動での適切な休養日・練習時間の設定、PTA活動や地域協働活動における役割分担など、日々の業務の見直しを恒常的に行う。また、週休日の振替や年次休暇等の取得の徹底など、教職員が生き生きと働くことのできる環境づくりのための、持続可能な指導・運営体制の構築を通じて、教職員一人一人の学びを充実させる時間を確保し、教育の質のより一層の向上を図る。
- ⑤ 教職員は、子ども一人一人の姿を丁寧に見取り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や集団での学習、探究的な学習や体験活動などを通して、子どもの基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等の育成に向けた教育を実践する。その際には、適切な情報モラルに関する指導の下、ICTを有効に活用することにより、子どもの思考や表現、それらを共有し、発展させるプロセスの活性化や、学習データの収集・分析・可視化による学びの個性化、時間・空間を越えた学びのフィールドの拡張などの工夫をしながら、デジタル技術の利用を通じた社会に積極的に参画する姿勢や態度の育成にもつなげる。
- ⑥ 教職員は、「京都市教員等の資質の向上に関する指標」等に照らしたうえで、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の仕組みを「新たな学びに向かうための手段」として、教職員研修計画や教職員研修支援 SMART PORTAL等を活用し、計画的な研修に努める。そして、教育に携わる者としての誇りと探究心を持ち、主体的・自律的な目標設定の下で、研究会活動を含め学校園内外の様々な経験を通じた自己研鑽を進めるなど、自らの資質・指導力の向上を図る。また、公開授業・保育を行い、研究協議や参加者の意見・感想から、ICTの有効活用をはじめとする新たな学習活動の在り方に関する知見を吸収し、常に授業改善に努める。
- ⑦ 校園長は、「教職員は学校現場で育つ」という考えの下、指標や教職員評価・学校評価を活用しながら組織や個々の教職員の課題を明確にし、各種研修の計画的な受講の奨励とその成果の校園内への普及を図る。また、教職員一人一人のキャリアを踏まえ、教職員同士がお互いに学び合い、高め合えるような環境づくりや、ミドルリーダーやベテラン等の育成、女性教職員の更なる活躍の推進など、校園内の体制を一層充実させる。また、管理職やベテラン教職員が中心となり、子どもの見取りや授業の展開・発問の工夫など、豊富な経験に基づく熟練の知識や技能を、あらゆる場面で中堅・若手教職員に継承する。

⁹京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針、京都市教員等の資質の向上に関する指標、京都市 OJT 実践ガイドライン、実践すれば必ず変わる 校内の研修・研究の効率化・活性化 15の方策

- ① 「京都はぐくみ憲章」の理念の下、学校・家庭・地域が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有し、子どもを共に育む当事者としての認識を深め、相互に高め合い、地域とともにある学校づくりを着実に推進する。その中で、子どもの実態や課題、保護者や地域の願いを的確に捉え、学校教育目標を設定し、子どもが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などをわかりやすく示すとともに、家庭・地域と同じ方向性を持ちながら、地域の教育力等を生かした学習を積極的に展開し、学校教育目標の達成を目指す。
- ② こうした「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、カリキュラム・マネジメントの視点を持ち、授業参観や広報活動など、学校教育活動の情報発信を進め、学校としての説明責任を果たすとともに、PTAや学校運営協議会を十分に活用し、保護者・地域・企業・大学・NPO・行政機関等とより一層の連携・協働を図る。また、学校運営協議会等による「学校関係者評価」が、学校・家庭・地域にとって自ら振り返り、それぞれの取組の改善策の提起も含めたものとなるよう、学校評価を適切に機能させる¹¹⁾。
- ③ 市民力や地域力、文化力を生かした京都ならではの伝統文化教育や環境教育、探究的な学習、自然体験・職場体験・ボランティア活動等各種の直接体験活動では、ICTの良さも生かしながら、直接体験の持つ価値についても再認識のうえ、子どもが社会との接点を広げ、SDGsをはじめとした持続可能でよりよい社会への貢献を意識し、学校での学びを基盤に自分らしい生き方を探究していくことにつながる取組を系統的に実践する。
- ④ 「社会に開かれた教育課程」を確かなものにし、校園長のリーダーシップのもと、全ての教職員が地域社会とのつながりを意識した幅広い視点からの教育活動を推進するため、学校運営協議会での活発な議論を通して、子どもや学校、地域社会の実態を踏まえた学校教育目標を定める。その達成に向け、各教科等の教育内容や教科等の学習の基盤ともなる体験・宿泊活動などを相互関係で捉える教科等横断的な視点で、カリキュラムを組織的に編成し、校内外の人的・物的な資源を活用しながら評価・改善・充実の好循環（PDCAサイクル）を展開するカリキュラム・マネジメントを確立する¹²⁾。その際には、学校評価がカリキュラム・マネジメントの重要な要素であることを全教職員が認識し、目の前の子どもの姿はもとより、各種調査や保護者アンケート等の指標も活用して、評価者の視点から自己評価を行い、取組の進捗度・達成度を振り返りながら、よりよい学校、学級づくりに生かす。
- ⑤ 全ての幼稚園が、子育て相談や園庭開放の実施、地域の子育て支援センターとしての役割を果たすとともに、社会全体で子育てを支えるうえで預かり保育が果たす役割を認識し、その充実を図る。また、幼稚園や小・中・小中学校においては、「子どもを共に育む『親支援』プログラム」や「情報モラル講座」等を活用して家庭教育講座を開催し、保護者に対する支援に努める¹³⁾。
- ⑥ 放課後まなび教室、児童館・学童保育所の取組、あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ、青少年活動センター等での学習会、地域行事などについて、地域や関係機関と情報共有を図りながら、保護者へ適切な情報提供を行うとともに、子どもに必要な居場所や取組を提供する¹⁴⁾。

¹⁰⁾ 京都はぐくみ憲章「行動指針」

¹¹⁾ 京都市学校評価ガイドライン〔第3版〕

¹²⁾ カリキュラム・マネジメント

¹³⁾ 子どもを共に育む「親支援」プログラム

¹⁴⁾ 放課後まなび教室のねらいと充実に向けて

『つながり』～校種間連携・接続により子どもを支える～

- ① 全ての人が互いに認め、尊重して、支え合うことのできる共生社会の形成を目指し、幼稚園、小・中・小中学校、高等学校、総合支援学校が一層の連携・接続を図りながら、多様な子どもが共に学び、共に育つ教育活動を系統的・一体的に推進する。
- ② 小・小中学校と幼稚園においては、「架け橋プログラム」の趣旨を理解し、合同研修会や子ども同士の交流・個別の情報の引き継ぎなど幼稚園、保育園（所）、認定こども園等（以下「就学前施設」とする）との連携・交流を通じて、幼児期及び小学校期の子どもの学びと育ちの共通理解を深め、小学校期におけるスタートカリキュラムの実践・充実を含めた接続期のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）を意識した円滑な接続を図る¹⁵。

※幼保小の架け橋プログラムについて

①地域の幼保小が架け橋期の子どもの育ちへの願いを共有し、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラム開発を柱に、小学校と就学前施設（幼稚園・保育園（所）・認定こども園）の互いの教育・保育をつなぐ。

②それぞれの教育・保育を見て、知り、語り合うことを通して、架け橋期の教育・保育の質的向上を図る。
- ③ 小・中・小中学校においては、小中一貫教育の推進に向け、中学校区を基盤に9年間を見通した共通の教育目標の設定や系統的な教育課程の編成・実施など、「京都市小中一貫教育ガイドライン」に基づく取組を徹底する¹⁶。
- ④ 高等学校においては、京都市立高等学校スクール・ミッション及び各校が策定したスクール・ポリシーに基づき、先人が築きつないてきた学校文化を世代を超えて継承・発展させるとともに、京都の魅力を十分に活かした教育活動を中学生や地域等へ積極的に発信し、他校種との間で双方にとって価値のある連携を進める。
- ⑤ 子どもが学校での学びと社会や自己の将来とのつながりを見通し、よりよい人生や社会を創造していくために努力する態度や意欲を培うことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科や総合的な学習（探究）の時間の特質に応じた「生き方探究（キャリア）教育」の充実を図る。また、「生き方探究パスポート」等を活用しながら、校種間での確実な連携・接続を行い、系統的な教育を実践する¹⁷。
- ⑥ 障害のある子どもについて、通級指導教室や育成学級、総合支援学校など多様な学びの場を活用し、それぞれの教育課程の連続性にも留意しながら、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を推進する。また、「就学支援シート」の活用や「個別の指導計画」、「個別の包括支援プラン」等を活用し、就学前から家庭と教育と福祉の連携により、必要な支援等についての共有を行い、切れ目のない指導や支援を推進する。特に卒業後の進路については、子どもや保護者の思いに寄り添い、関係機関とも連携し、組織的な移行支援を行う¹⁸。
- ⑦ 全ての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援を組織的に展開する。障害の有無に関わらず幼稚園、小・中・小中学校、高等学校の子どもが共に学ぶ、交流及び共同学習の機会を積極的に設けることや、発達段階や個々の特性に応じて、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関、総合支援学校育支援センター^{はぐくみ}、学校サポートチーム、高校通級特別支援チーム等との連携を密にし、総合的・継続的支援を行う¹⁹。

¹⁵「保幼小接続の推進」リーフレット、「保幼小連携・接続」パンフレット

¹⁶京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）

¹⁷生き方探究パスポート活用・指導の手引、京都市生き方探究（キャリア）教育スタンダード、「生き方探究・チャレンジ体験」の手引、「生き方探究教育」教材・プログラム、「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集、京都モノづくりものがたりビジュアル版、漫画 京都モノづくり列伝、「わくわく WORKLAND」指導資料集、「ジョイ JOBLAND」指導資料集、「自分らしい生き方を探究するための進路選択において」リーフレット、自己肯定感を高めるキャリア教育、生徒自身が成長を実感するキャリア教育

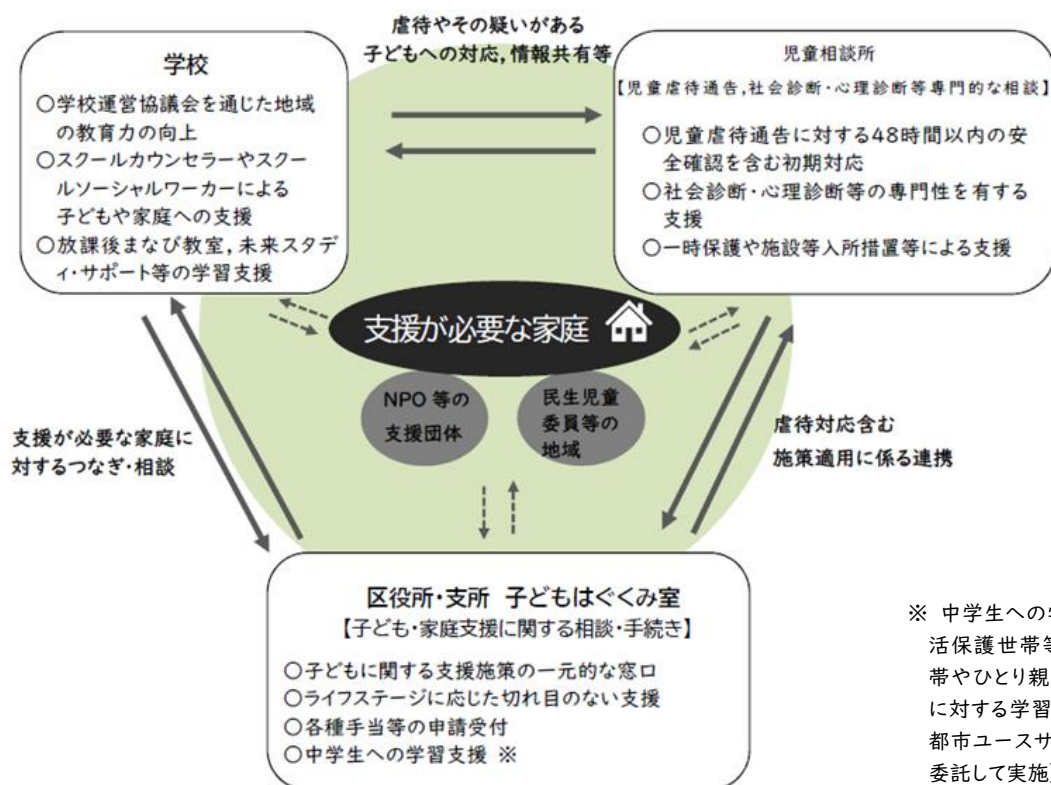
¹⁸発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド（第2版）

¹⁹「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談」リーフレット、「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育（はぐくみ）支援センター」リーフレット、知ってほしい！「高校通級特別支援チーム」リーフレット、京都市高校生サポート、就学支援シート、動画「京都市の就学相談」、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために

■子ども・家庭への支援体制

～京都市子ども若者はぐくみ局から、学校園の先生に知っておいていただきたいこと～

「京都市はぐくみプラン」(令和 2～6 年度)を踏まえ、子どもはぐくみ室をはじめ関係機関との連携の下、切れ目のない子ども・家庭への支援を図っています。例えば、児童虐待対応においては、迅速な子どもの安全確保や保護者への告知・指導に加え、子どもとその家庭に関する全体像をつかみ、問題となっている状態に至った背景を見立て、子ども及び保護者に対し多角的かつ継続的に支援することも大切な要素となります。学校園においても、子どもや保護者の様子で気になることがあれば、子どもはぐくみ室や児童相談所へ相談(通告)したり、子どもや保護者対応を行う中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、こども相談センターパトナ等へのつなぎを検討したりするなど、多様な支援が考えられます。



【学校と連携した子どもやその家庭への対応(支援)について】

- ・ 具体的には、非行や不登校等の相談について、子どもや保護者が求める場合には、児童相談所における社会診断や心理診断、子どもはぐくみ室におけるプレイセラピー等の支援を実施しており、状況に応じて、学校等の関係機関と連携しながら対応しています。
- ・ これらは支援の一部であり、事案により対応する機関や内容は異なりますが、子ども・家庭への支援が必要な場合には、各区役所・支所子どもはぐくみ室、または児童相談所へ一度ご相談ください(参考資料「子ども・子育てに関する情報・相談窓口*20」等もご活用ください。)

なお、「京都市子ども若者はぐくみウェブサイト*21」には、ひとり親家庭への支援や家庭での養育が困難な子どもへの援助など、子育て支援等に関する情報が掲載されていますのでご参考ください。

*20 子ども・子育てに関する情報・相談窓口

*21 京都市子ども若者はぐくみウェブサイト

第3章 令和5年度 重視する視点

子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、
「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める

基本的な考え方

- 社会構造が急激に変化し、予測困難とされる時代においても、新たな価値を創造するのは「人」であり、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せを実現するため、「自分らしい生き方を探究し、持続可能でよりよい社会の創り手となる子ども」を育むという教育の果たす役割は、ますます重要となっている。こうした認識の下、自ら問いをもち、自分の意志や判断で粘り強く行動する「主体性」と、よりよい人間関係を形成し、多様な他者との協調を大切にしながら、集団の一員として自己の能力を発揮して行動する「社会性」の育成を目指し、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」の向上を図る。
- 「自ら学ぶ力」は、子どもの興味関心、夢や希望等を原動力として育まれるものである。その育成に向けては、伝統文化教育や自然体験活動等の学校教育活動をはじめ、家庭や地域での日常生活における多様な気づきや好奇心を大切にし、子どもたちが「知りたい」「学びたい」という気持ちの高まりを感じるきっかけを作ることが大切である。さらには、自らの学びを管理しながら粘り強く学ぶ態度の育成や、学びの当事者として自身の学びを振り返りさらなる学びにつなげ、学びの深まりや広がりを自覚できるような指導を通じて、学びを人生や社会に生かそうとする力を高め、子ども一人一人の可能性を引き出し伸長させることが必要である。
具体的には、探究的な活動や言語活動の充実、個に応じた学習機会の提供、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業改善、家庭学習の工夫などを、主体的・対話的で深い学びを実現するためにそれぞれの教育活動の意義やつながりを意識しながら実施していく。また、GIGAスクール構想の下、ICTを活用した教育実践とつながりを実感できる対面のよさを生かしたこれまでの教育実践とを効果的に融合させて、より質の高い学びの実践を通して、社会に積極的に参画する姿勢や態度を育成することが求められる。
- 「自ら律する力」は、多様な他者や地域社会との関わりを通じて、自分以外に広い世界があることを知り、自分を客観的に認識することで醸成される豊かな人間性等である。この力の育成に向けては、家庭との連携も図りつつ他者と協働的に学ぶ体験活動や自然の中での集団宿泊活動、児童会・生徒会活動等のあらゆる場面で、目の前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、全ての子どもたちの成長を促す指導を進めることが大切である。具体的には、子どもたちが、多様な価値観に触れながら「自己指導能力」を身に付け、社会の中で他者と絆を深めながら自分らしく生きることができるよう存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を教育が支えることが求められる。
- そして、知・徳・体を一体で育む学校園全体の教育活動の中では、子どもたち一人一人が考え、悩みながらも、互いのよさを見出すことで、自分や他者が共感できる目標を共に探り、その目標に向かって行動する学びを展開する。その際には、声掛けや対話を通じて一人の人間として大切にしていることを伝えるとともに、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びにおける相互の信頼関係の醸成や、やればできるという実感の獲得、また、異年齢交流や体験活動による成功、あるいは失敗を受け入れ再起する経験を経て、自己肯定感を育むことも大切な視点である。そうすることで、子どもたちの個性が響き合い、生き生きと輝く社会を創造していこうとする意欲や態度が芽生えてくる。このように、「自ら学ぶ力」、「自ら律する力」が一体となって高まり合うことで、「主体性」や「社会性」はもとより、自分らしく生きるための力が育まれる。それは、あらゆる主体が、未来志向の価値観でつながり、矛盾や対立を克服して、共によりよい未来社会を描き、その実現に向けて、連携・協働していくSDGsと軌を一にするものである。
- こうした認識の下、次頁以降に示す校種別の重点項目を踏まえ、全ての教職員が組織的に日々の教育活動の質の向上を図り、保護者や地域との連携・協働を深める中で、校園長のリーダーシップの下、子どもの姿や地域の状況に応じた、これまでの教科や担当の枠にとらわれない創意あふれる取組へ粘り強く挑戦し、展開されることを強く期待する。

幼稚園期における「自ら学ぶ力」

身近な環境に主体的に関わり、いろいろな活動や遊びを自らの興味・関心や仲間との協同性の中で楽しみ、満足感や達成感を味わいながら、自信をもって諦めずにやり遂げることのできる力

幼稚園期における「自ら律する力」

自己表出や葛藤を十分に経験する中で、自分の気持ちに折り合いをつけて相手の立場に立って行動したり、してよいことと悪いことを理解し、よりよく生活するために決まりを作ったり守ったりしようとする力

1. 子どもが主体的に遊ぶ姿を重視する²²

- ① 自発的に身近な環境に関わり、夢中になって遊ぶことで様々な学びを得ることが幼児期の発達の特徴であることや直接体験の重要性を踏まえ、一人一人の興味関心への理解と具体的な行動の予想に基づき、ICT機器等も活用しながら、子どもの主体的な活動の幅を広げたり促したりする計画的な教育環境を構成する。
- ② 「安心・安定」「自己発揮」「協同性」を軸にした3歳児から5歳児の発達の過程を捉え、組織的かつ計画的に、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施し、“子どもが夢中になって遊び込む”ことを重視した保育を推進する。
- ③ 幼児期は心と体の発達が密接に結びついている時期であることを踏まえ、子どもが十分に体を動かして主体的に遊ぶ楽しさが感じられる保育を展開する。

2. 小学校期の学びにつなぐ「学びに向かう力」を育む

- ① 小学校期以降の学習につなぐ視点で「幼児期の教育における見方・考え方」「幼稚園教育において幼児期に育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「幼児期における主体的・対話的で深い学びの実現」等の具体的な主題を定めた園内研修と、「学びに向かう力」の育成を意識した保育を推進する。
- ② 言語に関する能力の発達が思考力の発達と相互に関連していることを踏まえ、言葉に対する感覚や言葉で表現する力が育つよう、家庭との連携の下「親子で絵本!」の活用を促進する等、子どもが遊びや生活の様々な場面で言葉に触れる環境を充実する²³。
- ③ 5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)で示されたねらいや内容を踏まえた実践を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校等と共有することにより、円滑な接続を図る。また、架け橋プログラムの趣旨の理解に努め、近隣の幼保小と連携・接続を推進し、「架け橋期のカリキュラム」を意識した幼小接続の指導計画の見直しや公開保育を通して、幼稚園が小学校期以降に育むべき資質・能力の基礎を総合的に育成していることを、幼保小に積極的に発信するなど、公立幼稚園の役割を意識した取組を進める²⁴。

3. 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性(折り合う心)を育む保育を推進する

- ① 基本的な生活習慣を形成することが、子どもに自信と自立心を育み、自己発揮できる素地を作ること意識し、家庭と連携しながら一人一人に応じた援助を行う。
- ② 幼児期は、信頼する教職員に受け入れられ、見守られているという安心感の下、自らの世界を広げ自己発揮していく時期にあることを踏まえ、自身が大切にされていることが実感できる保育を推進する。
- ③ 人に対する信頼や思いやり、決まりを守ろうとする気持ちは、子どもが他者との関わり、自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して、互いに理解し合う体験や一緒に活動する楽しさを味わう体験を重ねる中で、次第に育まれるものであることを踏まえ、発達に応じた人との関わりを重視した保育を展開する。
- ④ 地域の人をはじめ様々な人と交流し、親しみを感じ、社会の一員として必要な公共心の芽生えを育む保育を推進する。

²² 未来につながる力を育む京都市立幼稚園、幼稚園版家庭教育の手引き「家庭を学びの環境に」

²³ 読書ノート「親子で絵本!」

²⁴ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引書(初版)

小・中学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことに興味や関心を持ち、進路や将来の生き方と関連付けながら目標実現への見通しをもって粘り強く取り組むとともに、自己の学習活動を振り返り、学びをよりよい方向に調整し、他者とも協働できる力

小・中学校期における「自ら律する力」

地域・社会との関わりの中で、他者への思いやりや寛容、人と人との絆の大切さを実感し他者と協調しつつ、自らの生活や人生、地域・社会をよりよくするため、時と場に応じた正しい判断と行動ができる力

1. 主体的・対話的で深い学びを重視した授業を通して、学びの質を高める²⁵

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業を展開し、各学校で明確化した「育成すべき子どもの資質・能力」を培う。また、めあて・見通しの確認や、まとめと振り返りの徹底を通じて、学習したことの価値や意義を自ら確認できる授業を展開し、意欲的な学びを引き出す。とりわけ、「多様なテキストを的確に読み取り考えをもつ」「他者と協議し、関連づけて考える」「学んだことを再構成し表現する」などの学習場面を設定し、学校全体で組織的・継続的な授業改善に取り組む。
- ② 各教科等においては、教科等横断的な視点も踏まえ、習得・活用・探究という学びの過程の中で、教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせるなど、知識をつなげ深く理解したり、考えを形成できる「深い学び」に至るよう授業の質を高める。そのために、小学校高学年での教科担任制の更なる推進に加え、単元や題材等の構成の工夫や、ICT機器の効果的な活用を通じた「情報活用能力」の育成など、これまでの教育実践とICTを適切に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。
- ③ 学校全体で学習効果を最大化するためのカリキュラム・マネジメントを確立し、子どもが主体的に学ぶ授業に改善するという視点から校内研修・研究協議を充実する。

2. 日々の授業と家庭学習との連動を通して、自学自習の習慣化を図る²⁶

- ① 小学校期においては、家庭学習の大切さや内容・方法についてわかりやすく指導するとともに、提出物の内容や時期などについて家庭との連携・協力を図りながら工夫する。また、与えられた課題に取り組むだけでなく、ICTや自主学習ノート等を活用して、自らが課題を選択し、予習・復習に取り組むなどの学習計画を立て実行できるようにする。
- ② 中学校期においては、自主的な家庭学習の定着、充実を図るため、学年・教科との連携の下、ICT機器も活用しながら、予習や復習の意義と方法を指導するとともに、授業と連動させながら学習課題の内容と提示方法を工夫・改善する。さらに、自分が必要とする学習課題を的確に選択して取り組む能力や態度を育成するため、子ども自らが、学習・生活について主体的・継続的に管理する計画を立て実行できるようにする。

3. 自他を大切に、「公共の精神」に基づく態度を育む

- ① 子どもの発達の段階に応じて、命を大切にする心や他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性や自尊感情の高揚とともに、人権尊重の精神と態度の育成や、互いを認め合い励まし合う集団作りに向け、子どもの主体的・自発的な活動を尊重しつつ、児童会・生徒会活動の活性化などの指導を徹底する。また、いじめはもちろん、SNSをはじめネットを介した誹謗中傷は絶対に許されない人権侵害であることを認識できるようにする。
- ② 地域をはじめ、様々な人々と交流する体験活動や自然の中での集団宿泊活動等を通して、人のために役立つことや多様な人々と共生することの大切さを実感し絆を深め、社会の一員として必要な公共心や公德心、生命を尊重する心を育てる。また、持続可能な社会の実現に向けた様々な課題の解決を目指すなど、主体的に社会参画する意識と行動力を育む。
- ③ 社会におけるルールや法の重要性だけでなく、人として許されない行為についての指導を徹底するとともに、健康の保持増進や望ましい生活習慣の実践、飲酒・喫煙・薬物乱用等の有害性についての正しい知識を身に付けさせ、自分で正しい判断を行い自律的な行動ができるよう指導を徹底する。

²⁵ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】

²⁶ 自学自習のすすめ

高等学校期における「自ら学ぶ力」

学ぶことの楽しさを発見し、高校での学びを自らの興味・関心や今後のキャリアの展望と関連付けて捉え、学びの振り返りと見通しの機会を通して学習成果を実感し、自己を変革し続ける力

高等学校期における「自ら律する力」

他者と関わる中で、一人一人の多様性に触れることを通して自己理解と他者理解を深め、社会で共に生きる存在として互いを認め合い、協働して物事を成し遂げる力

1. 一人一人の生徒を主語にする学校教育を推進するために、「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」を踏まえ、各校の特色・魅力を生かした教育活動を展開する

- ① 「京都市立高等学校スクール・ミッション」を踏まえた自校の「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」について、全教職員でその実現に向けて学校の慣例等も含めて教育活動を総点検し、よりよい学校づくりに向けて不断の改善に努める。
- ② 主体性の育成に向け、これまで教師主導で行ってきた活動を生徒主体の取組へ転換するなど、多様な他者と協働したり自己決定したりする活動や、集団の形成者として成長できる機会を充実する。

2. 新学習指導要領の趣旨の実現に向け、教育活動全体を通じて自立した学習者を育む

- ① 3つの資質・能力のバランスよい育成に向け、実社会と関連した課題を教科横断的に取り扱うなど、生徒が社会の一員としての自覚を高め主体的に学びに向かう力を育むために、生徒の学習改善や自身の指導改善につながっているかという視点で授業改善と学習評価の充実を図る。
- ② 「個別最適な学び」の充実を図るため、ICTのさらなる活用により一人ひとりに応じた学習課題を設定し生徒とともに実践することで、自らの学習状況に応じたふさわしい学び方を模索し、興味関心に即した学びに取り組むなど、自己調整力を高められるよう支援する。
- ③ 総合的な探究の時間では、生涯にわたり学び続ける力を養う中核として、課題を深く探究することの大切さや成就感を味わえるように、自身の将来や興味関心の深掘りなど、本気で取り組むことができるよう課題設定を特に大切に、生徒と共に学びを深めていけるよう実践を積み重ねる。
- ④ 特別活動は、特色ある教育活動を進める基盤となるものであり、全体計画の下で明確化した目標や育みたい資質・能力を教職員で共有し、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事を意図的・計画的に実施するとともに、生徒の振り返りとそれに対する教員の適時適切なフィードバックや評価を着実に行うことで、更なる充実を図る。
- ⑤ 道徳教育では、自他をともに大切にすることを涵養し、他者とよりよく生きるための資質や教養を養うため、自校の重点目標と全体計画を踏まえ、「公共」並びに特別活動を中心として、校内のルールづくりなど様々な場面で合意形成に取り組む活動を通じて、他者の在り方に触れ自己を知る機会を充実する。

3. 生徒一人一人のキャリア発達を支援する視点から、個に応じた支援・指導に取り組む

- ① 全教職員が日常的な対話や観察により生徒一人一人の個性や特性・変化を丁寧に見取るとともに、スクールカウンセラー等の専門職と緊密に連携して情報共有を図るなど、チームとしての支援体制を確立し、時機を逸することなく適切な支援や指導を行う。
- ② 生き方探究パスポートを有効に活用し、生徒が活動を振り返り自己理解を深めることで、自身のよさや有り様を捉えなおし、新たな目標や課題を設定するなど、自身の可能性を広げ将来展望を持つことができるよう、対話的に関わりその成長を支援する。

総合支援学校における「自ら学ぶ力」

それぞれの発達と障害の状態に応じて、自らが取り組んでいることの目的や意味を理解し、自らの意思で行動を起こしたり、その意思を伝えたりする意欲・主体性の基盤となる力

総合支援学校における「自ら律する力」

それぞれの生活年齢に応じた学校生活や社会生活の実現につながる、規範意識を含む社会性や、人と関わっていく力

1. 子どもを「できる存在」として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む

- ① 子どもの障害の状態や特性及び発達の段階等を十分に考慮して、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、「生きる力」につながる資質・能力を育む取組を進める。
- ② 子どもの興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を促す中で、子ども自身が自ら学習課題に気付いたり、学習活動を選択したりする機会を設けて子どもの主体性を引き出す。
- ③ 子どもが活動を通して自ら見通しを持ったり、振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、達成感を味わうことができる活動を進める。
- ④ 一人一人のニーズに応じた教育の充実を図るため、個別の包括支援プランの活用を核として、子どもの「生きる力」を育成する指導と支援を進める。また、子どもの自立と社会参加の視点をもって、PDCAサイクルを通して常に検証することにより、教育課程を組織的かつ計画的に改善していく。
- ⑤ カリキュラムの編成にあたっては、各学部や各段階、幼稚園、小・中・小中学校、高等学校とのつながりに留意して指導内容を検討し、学びの連続性を重視する。
- ⑥ 子どもからの自発的な他者への働きかけや発信を促すために、ICT機器等も有効活用しながら、一人一人の障害の状態、特性に応じた意思の伝達や環境の把握について更なる充実を図る。

2. 地域社会と協働して、社会に生きる子どもを育む

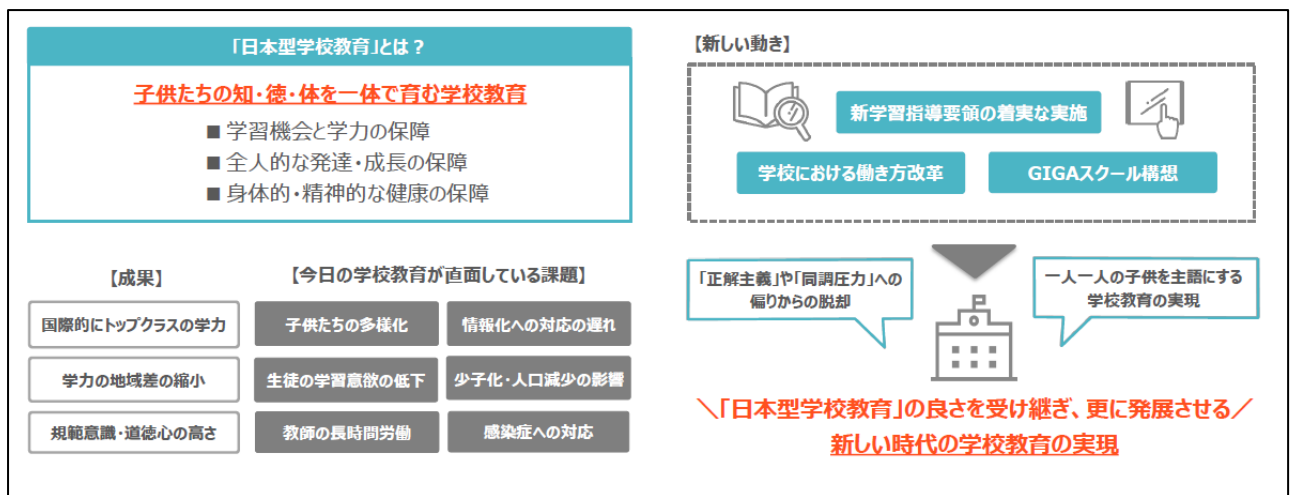
- ① 保護者・就学前施設、医療・福祉等の関係機関との連携の下、子どもの生活年齢と学校卒業後の将来の姿を踏まえた長期的な視点で教育的支援を行い、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう子どもの可能性を最大限に伸ばすとともに、子どもや保護者の思いに寄り添い、進路をはじめとした生涯にわたる包括的な相談・支援を進める。
- ② 交流及び共同学習や地域での様々な人々との関わりを通して、社会性やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、お互いの良さや違いを認め共に尊重し合いながら協働して生活していこうとする態度の育成を図る。
- ③ 子どもが、生涯を通じて社会や地域と関わりながら豊かな生活を営むことを目指し、主体的にスポーツや文化芸術活動に親しむなど、生涯学習への意欲を高める教育活動に取り組む。
- ④ 地域での貢献活動や協働活動、事業所や企業における実習等、自立と社会参加につながる取組を推進することにより、子どもが主体的に様々な活動に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性等を実感し、社会に参画する意欲を高められるようにする。

3. 自立と社会参加の実現に向けた生活態度や規範意識を育む

- ① 子どもの発達の段階や生活年齢、健康の状態に応じて、日常生活習慣や遊び、公共の場での活動、事業所や企業における実習等の具体的な場面を通して、自立と社会参加に向けて必要な態度、規範意識を身に付けられるようにする。
- ② 学校内や地域等での活動を通して、子どもが自己肯定感や自己有用感等の自尊感情を高め、幅広い人間関係を形成し、周りの人との信頼関係を築いたり、深めたりする力を育む。
- ③ 子どもの発達の段階や生活年齢に応じて、社会的に許されない行為を理解し、自他を大切にする行動ができるよう、学校生活全体を通して道徳性の涵養に努める。また、家庭や医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら、生活の中で生じる諸問題を解決するための判断、方法、意思を身に付けられるようにする。

第4章 「生きる力」を育む15の取組

～自ら学び、考え、可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となる力の育成に向けて～



中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」【総論解説】から抜粋

- 京都市では、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育理念の下、多様な子どもたちを誰一人取り残さない実践を通して、生きる力を構成する「知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）」を一体的に育む学校教育を幅広い保護者や地域の参画を得ながら積み重ねてきた。
- こうした実践は、中央教育審議会から答申された「『令和の日本型教育』の構築を目指して」において再確認された、全ての子どもの「知・徳・体」を一体的に育むために日本型学校教育が果たしてきた学校教育の本質的な役割である3つの保障①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的・精神的な健康の保障 と軌を一にするものであり、今後もこれまでの京都市の教育実践を継承していくことの重要性が明確に示されたところである。（上記の図参照）
- あわせて今、デジタル化の進展によるあらゆる分野でのDXの加速等、社会構造の急激な変化や、新型コロナウイルス感染症の拡大といった予測困難な事象の発生など、社会全体で答えのない問いに立ち向かい、納得解を生み出していかなければならない時代にある中では、子どもたちに様々な変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら、豊かな人生や持続可能な社会の創り手となる力を育成することが、より一層求められている。
- 本章では、こうした状況の下、京都市として「生きる力」を育む具体的な取組や考え方を、項目立てで整理している。校園長のリーダーシップの下、教員一人一人が主体的に学び、教科や担当の枠を超え、知恵を出し合い、協働し、子どもたちの主体的な学びを支える学校教育の実現に向けた取組を学校全体で進める際の参考とすること。
- 教育委員会としても、一人一台端末の主体的・日常的な活用等による新しい学びの実践のほか、生徒指導提要の改訂により示された発達支持的生徒指導への転換、部活動の地域移行など、国全体での学校教育・文化の更なる変革期を迎えている中で、創造的な教育を生み出す学校・園づくりに向け、働き方改革をはじめとする教育環境の更なる充実に取り組んでいく。

1. 社会とのつながり・接続を実感できる授業への改善

- ① 学習活動の基本となる姿勢(学びの約束やルール)を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりに取り組む。
- ② 子どもが自己の将来の生き方を見据え、「SDGs」の理念も踏まえながら、学校での学びと社会とのつながりや、わかる喜びと学び合う楽しさを実感できる授業を目指し、常に効果的な指導方法や指導体制の工夫改善を図る。その際には、家庭環境にかかわらず、全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす視点を大切にし、取組を進める。
- ③ 年間を見通して策定した教育課程や教育指導計画により、学習指導要領の目標及び内容を踏まえて整理された観点別学習状況評価にもとづく各教科の学習評価や、特別の教科道徳(道徳科)、外国語活動等、総合的な学習(探究)の時間、特別活動についてそれぞれの目標や特質に応じた評価の適切な実施、また「指導と評価の一体化」のさらなる充実に努める。
- ④ 幼稚園においては、発達や学びの連続性に重点を置き、子どもの主体的な遊びを通して、興味・関心・意欲を引き出し、好奇心・探究心・思考力・コミュニケーション力・表現力・自己調整力等、小学校期以降の学びにつなげる「学びに向かう力」を育む²⁷。
- ⑤ 小・中・小中学校においては、小中一貫教育の推進の下、より緊密に連携し本市独自の教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導を徹底するとともに、各学校の学力向上プランの進捗を検証する。また、全国学力・学習状況調査や京都市小中一貫学習支援プログラム(ジョイントプログラム、学習確認プログラム)を十分活用し、結果分析を踏まえた授業改善を図りつつ、9年間を見通した指導を充実する²⁸。
- ⑥ 高等学校においては、生徒の個性を尊重し、その興味・関心及び適性や希望に応じた進路実現に向けた取組を進める。また、高校教育の質の確保・向上に向け、「何を教えるか」ではなく「どのような力を付けるか」という視点から、指導内容とともに学習方法や学習評価の在り方を研究、実践する。
- ⑦ 総合支援学校においては、「個別の包括支援プラン」を活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を進め、子どもの「生きる力」を育成する。とりわけ、自立と社会参加に向けて必要となる資質・能力を育む観点から、地域の企業、大学、福祉施設等と連携した職場体験活動などに関連付けた系統的なキャリア教育の充実を図る。

2. 基礎的・基本的な知識・技能の習得²⁹と言語活動の充実³⁰

- ① 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を、全ての子どもに確実に習得させる。
- ② 知識・技能の習得にあたっては、既習の学習内容との関連付けを重視するとともに、知的好奇心に支えられ、実感を伴った理解となるよう、各教科等において、調べ学習、観察・実験、レポートの作成等の活動を適宜取り入れる。
- ③ 基礎的読解力や数学的思考力、情報活用能力など、学習の基盤となり、これからの時代を生きていく上で求められる資質・能力を確実に育成するため、情報活用能力アドバイスシート等による発達段階に応じた系統性の確保や教科等の横断による学びの広がりや深まりを意識しながら、プログラミング教育をはじめ様々な場面においてICT機器等を日常的・積極的・効果的に活用した学習活動を一層充実させる³¹。
- ④ 国語科においては、言葉の果たす役割を的確に理解し、論理的に思考し表現する語彙能力や互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を培うとともに、古典をはじめ、我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育む指導の充実を図る。
- ⑤ 各教科等においては、それぞれの目標を実現するための手立てとして、国語科で培う資質能力と融合させて、記録・要約・説明・論述・発表・討論等の「言語活動」の発達段階に応じた設定と内容の充実、また、学習課題(めあて・目標)に応じた「まとめ」と「振り返り」の徹底等を通じて、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成を図る。
- ⑥ 文章の内容を正確に捉えて読むための基礎的読解力のほか、複数の情報の違いを見つけて対処するとともに、情報の質や信ぴょう性を評価できる能力の育成に向け、各教科等相互の関連や学年の系統性を重視し、教育課程や指導計画の改善を行う。
- ⑦ 「第4次京都市子ども読書活動推進計画」(～令和5年度)等を踏まえ、家庭・地域等と連携しながら、読書ノートを活用した「めざせ100冊!読書マラソン」運動など、発達段階に応じた切れ目のない読書活動の促進に向けた支援を行うことで、子どもが経験したことのない感動を味わい、学習の基盤となる言語能力を培い、新たな知見、価値と出会う機会を創出する。
- ⑧ 学校図書館を、「学習・情報センター」、「読書センター」として各教科等の指導計画の中にも的確に位置付ける。また、学習情報源として新聞を計画的に活用することで、広く社会への関心を高める。

²⁷未来につながる力を育む京都市立幼稚園

²⁸子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス

²⁹京都市理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書

³⁰読書ノート・学校図書館活用ノート、第4次京都市子ども読書活動推進計画

³¹京都市小学校プログラミング教育スタンダード、プログラミング的思考を活用するようになるポイント3!!、情報活用能力アドバイスシート

3. 探究活動を通した、主体的・対話的で深い学びの実現

- ① 教育課程全般にわたり、自ら課題や疑問点を設定し、調べ、解決しようとする過程を大切に探究活動を推進する。その際、こうした探究活動が次なる課題や疑問を生み出す契機となるなど、探究の過程が繰り返されるように留意する。また、子どもの学習意欲や知的好奇心、探究心を引き出し、主体的に学習に取り組む力を身に付けさせるために、自然体験や社会福祉体験、職場体験活動、ボランティア活動、生産活動(ものづくり等)といった学習活動を推進する。
- ② 京都ならではの伝統文化教育・環境教育・食育、政治的教養を育む教育³²等においては、よりよい人生や持続可能でよりよい社会の創り手の育成に向け、文化庁の全面的な移転という機会を生かした多様な文化の創造・発信、環境共生と脱炭素社会の構築など、京都の都市特性や強みを踏まえ、目標やねらいを明確に定め、体験活動や作業的活動、子ども同士が互いの意見を深め合う活動など、多様な学習形態を取り入れ、主体的・対話的に問題解決を図る学習を進める。

4. グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成

- ① 京都の素晴らしさや自らの考えを世界に発信できる英語力を育成するため、小・中・小中・高等学校を通じた英語教育の充実を図るとともに、ALTとのチーム・ティーチングをはじめ、日常的に英語に触れる機会や、英語によるコミュニケーションが求められる環境を意図的に設定する。
- ② 小学校期においては、実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動を通してコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力を育成することを目指す。低・中学年で、聞くこと、話すことの言語活動の充実を図ったうえで、高学年では聞くこと、話すことに加え、読むこと、書くことの言語活動の充実を図り、中学校期との円滑な接続を目指す。また、低学年では本市独自に英語活動を実施し、外国語学習への動機づけを高める。
- ③ 中学校期の外国語科では、英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、授業は英語で行うことを基本とし、小学校期での学びを踏まえつつ、学習した語彙や表現等を実際に活用して、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う対話的な言語活動や、パフォーマンス課題等を重視する。また、育成すべき資質・能力の到達度を効果的に把握するため、全ての学校で「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定して、4技能をバランスよく指導・評価する。

- ④ 高等学校外国語科では、自らの考えや意見を発信・提案するなど、積極的に活用する能力を養うとともに、英語による言語活動の充実・高度化に向けた実践を積み重ねる。また、全ての学校において「CAN-DO リスト」の形で設定した学習到達目標を生徒や保護者に公表するとともに、到達状況を効果的に把握、修正できる体制を確立し、4技能をバランスよく指導・評価する。

5. LD等支援の必要な子どもの学力向上³³

- ① 個々の子どもの課題を明確に捉え、行動面だけでなく学力面への支援を充実させる。そのために、「個別の指導計画」等を活用し、子どもの特性を全教職員が正しく理解して、規律ある生活習慣の確立、学びの集団づくり、子どもの特性や教科等の特質に応じたきめ細かな支援に基づく学力向上に向けた取組を推進する。
- ② 「ひらがな聞き取りテスト」等の発達段階に応じたアセスメントを実施するなど、読み書きに支援が必要な子どもの実態を早期に把握し、個別に有効な教材の使用や指導方法の工夫、ICTの活用などにより、子どもの実態に応じた適切な支援を行う。

³²政治的教養を育む教育を進めるにあたって

³³発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド(第2版)、授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用、ひらがな聞き取りテスト

6. 道徳教育の充実³⁴

- ① 共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合うなど、よさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかり身に付けていく、「しなやかな道徳教育」の実践を推進する。
- ② 公共心や公德心、生命を尊重する心、感謝する心等の道徳性を育てることをねらいとした活動、人間としての生き方・在り方についての考え・自覚を深め、自己の生き方についての考えを確立する活動等を意図的・計画的に実施し、そうした力が子どもの日常の行動に顕在化されるようにする。また、その際、いじめの防止や安全の確保などにも資することとなるよう留意する。
- ③ 幼稚園期においては、教員との信頼関係を礎として、自己調整力や協調性、自尊心などのいわゆる非認知的能力が育まれるとの認識の下、他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動するなど道徳性や規範意識の芽生えを培う。
- ④ 小・中・小中学校においては、校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による校内体制を確立し、6月及び10月を「道徳教育推進月間」と位置付け、全ての学年・学級での公開授業やホームページ、学校だより等を通して、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
- ⑤ 高等学校においては、校長が全体計画において明示した道徳教育の方針に基づき、道徳教育推進教師を中心に各教科等の道徳教育における役割や関連性を検証しながら、全教育活動を通して道徳教育を推進する。
- ⑥ 道徳科においては、宿泊・自然体験、職場体験、ボランティア活動などの体験活動や各教科・外国語活動、総合的な学習(探究)の時間、特別活動との関連を図り、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、多様な実践活動を生かして、道徳的価値の理解を深める指導の充実を図る。その際には、いじめや情報モラルなどの喫緊の課題のほか、「SDGs」にも密接に関連する環境や人権等ESD(持続可能な社会づくりの担い手を育む教育)にかかる様々な課題、世界で紛争や戦争が絶えない現状を踏まえた国際協調の精神と平和を維持し築いていく志の涵養の重要性、また、中学校期においては、科学技術の発展と生命倫理との関係等の課題にも留意する。

7. 伝統文化・芸術や自然体験等を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実

- ① 茶道や華道をはじめ、様々な伝統文化体験等を通じて、伝統文化を生み出し、守ってきた人々の長い歴史と情熱、そのすぐれた知恵や技を受け継ぎ伝えることの大切さを理解する取組を進める。さらに、日本の食文化が、地域の食材や四季の移ろい、節句や年中行事等実生活に根差していることや、自らも伝統と文化を受け継いでいく担い手であることを実感できる取組を充実させる。
- ② 芸術に関する教育においては、楽しさや美しさ、そのよさを味わう活動を充実させ、生涯にわたって芸術に主体的に関わっていく力や態度を育む。また、感性と知識・技能や生活体験とが相互に作用し合って、思考力、判断力、表現力を高めることを重視しながら、創造性と豊かな情操を培う。
- ③ 子どもが、乳幼児との触れ合いや、身近な動物・植物に親しみ、育てることなどの直接的・具体的体験を通じて命の温もりや尊さを感じたり、また、身近な自然に対して主体的に働きかけ、自然の偉大さと生命との関わりを感じ、考えたりすることを重視した取組を充実させる。
- ④ 自然体験活動や集団宿泊体験を通じて、自然の中で、これまで触れたことのない物にも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、生命や自然を尊重する心や他を思いやる優しさ、環境の保全に寄与する態度の育成を図る。³⁵

8. 規範意識の育成³⁶

- ① あいさつの励行、学習規律の徹底、基本的生活習慣の確立、児童会・生徒会活動、集団宿泊活動における指導等を通して、子どもが望ましい人間関係を築き、集団の一員として協力する態度を育成する。また、校則等の決まりについて「守られているもの」という意識ではなく、法や時代に即したルール必要性を踏まえ、自らを律し行動できる取組を推進する。とりわけ、子どもの自主的な活動の企画・実施、関係機関と連携した薬物乱用防止教室及び非行防止教室等の実施により、社会生活を送るうえで人間として持つべき規範意識を育む。
- ② 問題行動に対しては「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底し、積極的に家庭に協力を求めるとともに、そうした行為に対して、子ども同士が正義感を持って指摘し合える風土を醸成する。

³⁴ 京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」(小学校)・「心の旅」(中学校)、道徳教材・指導案集、考え、議論する道徳を目指して、特別の教科道徳 評価について

³⁵ 長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～、花背山の家 2泊3日宿泊学習のしおり

³⁶ 情報モラル指導カリキュラム、京都市いじめの防止等取組指針、生徒指導ハンドブック、スマホ学習(携帯情報通信機器に関する学習)プログラム

- ③ インターネット上での誹謗中傷やいじめ、盗撮、情報流出、不用意な発信等により、他者を傷つけることや犯罪者となり得ること、性的被害等に遭う危険性、さらには、ゲーム等の長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題について、家庭等と連携しながら子どもが主体的にその解決方法を考え、行動できるよう指導する。現代社会がデジタル機器やインターネットを抜きにして成り立たないことを前提に、情報モラルの学習では、「インターネットの危険から子どもを守る」という啓発・安全教育に留まらず、それらを正しく使い、役立てるために必要な力を育む。

9. 多様性を理解する姿勢の涵養

- ① 全ての子どもが障害についての理解と認識を深め、互いを尊重し共に成長し合う教育を推進する。「交流及び共同学習」の実施にあたっては、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが同じ目標を持って共同で達成する学習の場等を意図的に設定するなど、計画的、組織的に推進する。
- ② 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」や「心のバリアフリー」等の趣旨も踏まえ、手話が言語であるとの理解や、点字、ユニバーサルデザイン等に関する学習を発達段階に応じて進める³⁷。
- ③ 「世界文化自由都市宣言」や「京都市立学校外国人教育方針」及びその補足通知の下、民族や国籍の違いを越えて、文化・伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を子どもたちに培う活動を組織的、計画的かつ継続的に実施する。その際、京都で学ぶ留学生、地域に住む外国籍市民、海外在住経験者の協力や、海外の学校との交流を通して、日本のよさを自らの言葉や行動で伝えながら取り組むよう留意する。
- ④ 文化・宗教上の理由等で、服装・食事・更衣等生活面や、学校行事への参加等に配慮が必要な子どもについては、個別の事情に応じ、本人や家庭の意向を尊重した対応に努めるとともに、教職員や周りの子どもの文化理解と受容性の幅を広げる環境づくりを図る。
- ⑤ 世界共通の文化であるスポーツに関する学習を通じて、多様性尊重の精神や他者と協働する大切さを学ぶとともに、その歴史や意義、理念等を踏まえ、平和と友好に満ちたグローバルな共生社会等の構築や、国際的な視野を持って世界の平和に貢献することの大切さ、さらには、アンチ・ドーピング(ドーピング行為の防止に向けた活動)の視点等も踏まえたフェアプレイの精神などについて学ぶ。

- ⑥ LGBTQの悩みや困りを抱える子どもへの支援にあたっては、教職員自身が正しい知識を持ち、子どもが相談しやすい環境づくりに努めるとともに、個別の事案に応じ、子どもや保護者の心情等に配慮した組織的な対応を行う。³⁸

10. 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり³⁹

- ① 全ての子どもが他の人のよさを見つけようと努め、互いに協力し合い、時には互いに指摘し合うなど絆を強めるとともに、自己肯定感、自己有用感等の自尊感情を高める中で、自分の力を学級全体のために役立てようとする風土を創りあげる学級経営を進める。また、一人一人の子どもの自己指導能力の獲得のために、あらゆる機会を捉え、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成」を意識した教育活動の推進を図る。
- ② 児童会・生徒会活動等、子どもの主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己実現につなげる指導を進める。
- ③ 自然の中での集団宿泊活動では、基本的な生活習慣や公衆道徳の経験を積むとともに、日常の環境から離れる中で、集団のルール・秩序を尊重しながら、自らの役割を認識して友達・仲間と協力し、よりよい生活環境を整えようと行動することを通して、自己存在感・自己有用感を涵養し、よりよい人間関係を形成し、他者と協働する力を育む。
- ④ 不登校状態の子どもへの支援のみならず、全ての子どもが生き生きと学び、友人関係を育むことができる魅力ある学校・学級づくりや心の居場所づくりに向け、子どもとの信頼関係をしっかりと築くとともに、学校が一体となって情報共有や取組を進める。
- ⑤ いじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、自分の大切さとともに他者の大切さを認め人権意識を高める取組とともに、その解決の当事者として実践する機会を設ける取組の充実を図る。
- ⑥ 子どもの状況や学級実態を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携や、クラスマネジメントシートの活用を積極的に進めるなど、多角的な視点を持って対応する。

³⁷ 心をつなぐ手のことば手話で話そう!、手話ビデオ教材

³⁸ ～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQについて知っていますか?」

³⁹ 生徒指導の三機能チェックリスト、規範意識を育むほめ方・叱り方、クラスマネジメントシート実施の手引、心の居場所づくりハンドブック、心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICTを活用した居場所づくりに向け～、京都市いじめの防止等取組指針、こころからだのアンケート、長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～、花背山の家 2泊3日宿泊学習のしおり

11. 運動やスポーツの実践と体力の向上

- ① 運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が続く中、運動やスポーツに親しむ気運を高め、その楽しさや喜び、達成感・成就感等を味わい、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践することができるよう、体育学習及び運動部活動のより一層の充実を図る。
- ② 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の下、体育学習や部活動の実施にあたっては、組織的・計画的な安全管理・健康管理を徹底する。また、部活動の運営にあたっては、文化部・運動部を問わず、各校種のガイドライン等に基づき、適切な休養日や活動時間を設け、安全で、より充実した活動となるよう学校全体で取組を進める⁴⁰。さらに、部活動の地域移行を見据え、地域のスポーツ団体等と連携し、子どもが将来にわたりスポーツに継続して親しむ機会を確保するように努める。
- ③ 幼稚園期においては、様々な遊びの中で、興味、関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、十分に体を動かす爽快感を体験させ、自ら体を動かそうとする意欲を育てる。小学校期以降においては、学習したことを実生活において生かすことを重視し、自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けられるよう、校種間の接続及び発達の段階を意識した指導を行う。
- ④ 「令和4年度京都市新体力テスト」の結果において、令和元年度との比較で、コロナ禍による生活環境の変化など日常的な運動不足の影響により全体的に低下傾向であったことを踏まえ、各学校においては、子どもの体力や運動習慣等における特徴と課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、体力及び運動能力の維持向上に向けた特色ある取組を推進する。その際、体育学習や運動部活動はもとより、休み時間や放課後を活用した取組や外遊びなど、教育活動全体を通して、ウィズコロナ時代にあっても子どもが楽しみながら運動に触れる機会を積極的に設けるよう工夫する。
- ⑤ 体を動かすことが、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現等を通じてコミュニケーション能力や論理的思考力を育むことにも資することを踏まえ、心と体を一体として捉えた指導を行うことにより、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

12. 保健教育の充実⁴¹

- ① 学校における新しい生活様式を踏まえ、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成するため、発達の段階に応じて系統性のある指導ができるよう、指導内容の体系化を図る。
- ② 食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付けることが、心身の健やかな成長や健康の保持増進につながることを理解させ、「早寝・早起き・朝ごはん」等望ましい生活習慣を自ら実践する力を育てる取組を充実させ、保護者へ積極的に働きかける。
- ③ 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症をはじめとする病気やけがに対して、その原因や予防策を正しく理解し、リスクを自ら判断して行動をとることができるなど、自分自身の健康を保持・増進しようとする意識と実践的態度を育てる。
- ④ エイズや性感染症、望まない妊娠などの課題に対応するとともに、性暴力・性犯罪の当事者にならないため、発達段階を踏まえて、性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導を充実する。
- ⑤ 性に関する指導にあたっては、その内容や計画について学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら丁寧に進める。学習を実施する場合には、発達段階、指導の目的や内容、取扱いの方法等について十分に配慮して行う。

13. 飲酒・喫煙・薬物に関する指導⁴²

- ① 飲酒、喫煙、薬物の有害性・危険性や医薬品についての正しい知識を身に付けさせるとともに、生涯にわたっての行動に結び付くよう、体育・保健体育、道徳科、特別活動等での関連した指導や薬物乱用防止教室の実施等を徹底する。
- ② 大麻をはじめとする違法薬物は、「子ども一人一人の身近に迫っている」という強い危機意識を、教職員・保護者・地域が共有し、所持・譲渡等が違法行為であることはもとより、一回の使用が常習性を招き、自らの心、体、生命を脅かすだけでなく、家族や友人などの人生を狂わせてしまう深刻な事態に及ぶ危険性が大きいことを理解させ、薬物を勧められても子どもにその一線を越えさせないために、学校組織全体で計画的な薬物乱用防止教育を推進し、児童生徒が薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図る。

⁴⁰「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準、小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針、小学校部活動(運動部)運営の手引、京都市立小学校運動部活動等ガイドライン、京都市立中学校部活動ガイドライン、京都市立高等学校部活動ガイドライン

⁴¹学校保健の手引、性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～、学校における「性に関する指導」＜参考資料＞

⁴²薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード

14. 安全教育の充実⁴³

- ① 生涯を通じて安全で活力のある生活を送るための基礎を培うために、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域について、学校安全計画に基づき、学校教育活動全体を通じて計画的に指導を行う。
- ② 子ども自身が学校や地域において危険を予測し、主体的に危険を回避する力及び適切に行動できる力を育成し、交通事故や水難事故、熱中症、転落事故等、日常生活の中の様々な危険から自分を守るための知識と判断力を身に付けることができるよう、計画的に安全教育の取組を推進する。
- ③ 交通事故の加害者にも被害者にもならないように、ヘルメットの着用も含めた交通ルールを遵守した安全な自転車の乗り方に関する指導を徹底する。また、事故を起こした場合のリスクや社会的責任、自転車利用者への自転車向け賠償責任保険の加入義務や必要性についての理解を図る。
- ④ 災害発生時の避難方法について確認するなど、校外活動時や登下校中、休日における災害発生に対しても適切に対応できるよう備える。特に海・山・河川等での野外活動については現地地下見を十分に行い、安心・安全な活動が行えるように努める。
- ⑤ 危機管理マニュアルに基づく研修や訓練を地域とも連携して実施し、子どもの引き渡しの方法等、具体的な対応について検討し、各家庭とも共通理解を図っておく。
- ⑥ 学校・家庭・地域が連携した自転車安全教室や通学路の安全対策、犯罪や事故の抑止に向けた取組、防災・避難訓練等への子どもの参画を促進するなど、地域における人と人とのつながりを重視した取組を通して、「安心して安全なまちづくり」の担い手としての自覚を高める。
- ⑦ 災害や学校園内外での事件・事故など緊急時を想定した対応訓練については、各学校園の実態や規模に応じて、時期や内容を工夫したり、関係機関と連携を図ったりしながら計画的に行えるようにする。

15. 食に関する指導の推進⁴⁴

- ① 食生活調査の結果も活用しながら、子どもの食生活の実情に配慮するとともに、学校における新しい生活様式を踏まえ、和やかな雰囲気の中で、みんなと一緒に食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちを育てる。
- ② 生涯にわたる心身の健康の保持増進を目指し、小中連携の下、栄養教諭や食教育主任等を中心に、給食を生きた教材として活用しつつ、各教科の授業等においても食に関する指導の充実を図り、学校教育活動全体を通じて望ましい食習慣を育むとともに、心と身体の健康のために、何をどのように食べれば良いかを選ぶ力(食選力)や、食に関わる人々と食物への感謝の心を育てる。
- ③ 和食文化をはじめ、家庭・地域、学識経験者、専門家等と連携した伝統的食文化の継承や「地産地消(知産知消)」、食品ロスなどの環境問題といったSDGsを意識した取組を推進するなど、各小・中・小中学校の特色ある取組を推進することにより、食育の充実を図る。
- ④ 食物アレルギーのある子どもの学校生活を安心安全なものにするため、全ての教職員が食物アレルギー・アナフィラキシーに対する正しい知識に基づいた適切な対応がとれるよう、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」等による研修の機会を充実させる。また、保護者との連携を密にしながら、校内組織の整備と関係機関との連携を進める。

⁴³学校安全の手引(小学校、中学校)、安全ノート(1・2年指導用、3・4年指導用、5・6年指導用、中学校教師用)、京都市立学校学校防災マニュアル作成指針

⁴⁴リーフレット「規則正しい食生活で未来を切り拓こう!」、日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集、小学校給食の手引き、京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引、小学校給食衛生管理マニュアル、「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」令和元年度「中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査」、食育×各教科 生活とつながる 知識がつながる 教科等がつながる

メ 毛

参 考 資 料

関連資料等一覧

「学校教育の重点」の記載内容に関連する主な資料等をまとめました。学校指導課ホームページ(イントラネット)から資料を閲覧できますので、御活用ください。(一部インターネット上では閲覧できない資料もあります。)

掲載頁	No	資料等の名称
		教育課程指導計画(京都市スタンダード)
		京都市立幼稚園教育課程編成要領・京都市立小学校教育課程編成要領・京都市立中学校教育課程編成要領
		京都市立高等学校教育課程編成要領
		京都市立総合支援学校教育課程編成要領
		京都市立小学校・中学校・小中学校育成学級教育課程編成の手引き(令和2年度版)
		京都市環境教育スタンダード・ガイドライン
		「学校における」人権教育をすすめるにあたって
2	1	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
2	2	京都市防災教育スタンダード
2・19	2・43	京都市立学校防災マニュアル作成指針
3・17	3・38	～思春期の子どもをもつ保護者の皆様へ～「LGBTQ について知っていますか？」
3	4	授業・学級・学校づくりのユニバーサルデザインチェック表(小学校)(中学校)
3	4	「困りのある」生徒への具体的支援ヒントブック
3	5	多機関・多職種連携によるヤングケアラーの支援マニュアル及び学校関係概要版
3・17	6・39	心の居場所づくりハンドブック
3・17	6・39	心の居場所づくりハンドブック 別冊～ICT を活用した居場所づくりに向けて～
3・17	6・39	こころとからだのアンケート
3	7	障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
3	8	日本語指導の手引「特別の教育課程」による日本語指導がスタートしました！
3	8	「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順
3	8	日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集
3	8	「外国にルーツをもつ子どもたち(日本語指導が必要な子どもたち)の教育」に関する、校内研修の進め方例・研修内容例
3	8	日本語を母語としない保護者のための「小学校生活スタートガイド」
4	9	京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針
4	9	京都市教員等の資質の向上に関する指標
4	9	京都市 OJT 実践ガイドライン
4	9	実践すれば必ず変わる 校内の研修・研究の効率化・活性化 15の方策
5	10	京都はぐくみ憲章「行動指針」
5	11	京都市学校評価ガイドライン[第3版]
5	12	カリキュラム・マネジメント
5	13	子どもを共に育む「親支援」プログラム
5	14	放課後まなび教室のねらいと充実に向けて
6	15	「保幼小接続の推進」リーフレット、「保幼小連携・接続」パンフレット
6	16	京都市小中一貫教育ガイドライン(試案)
6	17	生き方探究パスポート活用・指導の手引
6	17	京都市生き方探究(キャリア)教育スタンダード
6	17	「生き方探究・チャレンジ体験」の手引
6	17	「生き方探究教育」教材・プログラム
6	17	「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集
6	17	京都モノづくりものがたり ビジュアル版、漫画 京都モノづくり列伝
6	17	「わくわく WORK LAND」指導資料集
6	17	「ジョイ JOB LAND」指導資料集
6	17	「自分らしい生き方を探究するための進路選択にむけて」リーフレット
6	17	自己肯定感を高めるキャリア教育
6	17	生徒自身が成長を実感するキャリア教育
6・15	18・33	発達の特性等によって困りのある中高生のための指導・支援ガイド(第2版)
6	19	「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談～」リーフレット
6	19	「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育(はぐくみ)支援センター」リーフレット
6	19	知ってほしい！「高校通級特別支援チーム」リーフレット
6	19	京都市高校生サポート
6	19	就学支援シート
6	19	動画「京都市の就学相談」

掲載頁	No	資料等の名称
6	19	障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために
7	20	子ども・子育てに関する情報・相談窓口
7	21	京都市子ども若者はぐくみウェブサイト
9・14	22・27	未来につながる力を育む京都市立幼稚園
9	22	幼稚園版家庭教育の手引き「家庭を学びの環境に」
9	23	読書ノート「親子で絵本！」
9	24	幼児小の架け橋プログラムの実施に向けての手引書(初版)
10	25	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて【試案】
10	26	自学自習のすすめ
14	28	子どもたちの学力向上をめざして、学びのコンパス
14	29	京都市理科観察実験支援事業報告書、いきいき理科大好き推進校実践事例報告書
14	30	読書ノート・学校図書館活用ノート
14	30	第4次京都市子ども読書活動推進計画
14	31	京都市小学校プログラミング教育スタンダード
14	31	プログラミング的思考を活用ようになるポイント3！！
14	31	情報活用能力アドバイスシート
15	32	政治的教養を育む教育を進めるにあたって
15	33	授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用
15	33	ひらがな聞き取りテスト
16	34	京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」(小学校)、京都市道徳指導資料集「心の旅」(中学校)
16	34	道徳教材・指導案集ー京都ゆかりの教材を用いてー
16	34	考え、議論する道徳を目指して
16	34	特別の教科 道徳 評価について
16・17	35・39	長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～
16・17	35・39	花背山の家 2泊3日宿泊学習のしおり
16・17	36	情報モラル指導カリキュラム
16・17	36・39	京都市いじめの防止等取組指針
16	36	スマホ学習(携帯情報通信機器に関する学習)プログラム
17	36	生徒指導ハンドブック
17	37	心をつなぐ手のことば手話で話そう！
17	37	手話ビデオ教材
17	39	生徒指導の三機能チェックリスト
17	39	規範意識を育むほめ方・叱り方
17	39	クラスマネジメントシート実施の手引
18	40	「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準
18	40	小学校における水泳指導の手引、小学校の水泳指導における安全管理指針
18	40	小学校部活動(運動部)運営の手引
18	40	京都市立小学校運動部活動等ガイドライン
18	40	京都市立中学校部活動ガイドライン
18	40	京都市立高等学校部活動ガイドライン
18	41	学校保健の手引
18	41	性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～
18	41	学校における「性に関する指導」＜参考資料＞
18	42	薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料、薬物乱用防止教育スタンダード
19	43	学校安全の手引(小学校、中学校)
19	43	安全ノート(1・2 年指導用、3・4 年指導用、5・6 年指導用、中学校教師用)
19	44	リーフレット「規則正しい食生活で未来を切り拓こう！」
19	44	日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集
19	44	小学校給食の手引き
19	44	京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引
19	44	小学校給食衛生管理マニュアル
19	44	「京都市選択制中学校給食」パンフレット・給食予約システム「ご利用案内」
19	44	令和元年度「中学校給食の充実及び食育の推進に関する実態調査」
19	44	食育×各教科 生活とつながる 知識がつながる 教科等がつながる
24	45	「KYOTO×教育DXビジョン」(令和4年度末策定予定)
24	46	デジタル・シティズンシップ教育の手引き

一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会の実現に向けて

人口減少や高齢化、一層のグローバル化やDXの進展等のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や国際情勢の不安定化など、子どもたちを取り巻く環境、社会構造は大きく変化している。また、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性(VUCA)という言葉で表わされるように、将来の予測が困難な時代となっている。

こうした中、令和3年に取りまとめられた「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、目指す社会未来像 Society5.0 として「一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」が定義され、昨年、その実現に向けた「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(内閣府)が示されたところである。同パッケージでは、大きな時代の転換期にある今、求められるのは新たな価値創造であり、新しい価値を生み出すのは「人」であるとしている。人と違う特性や興味こそが新しい価値創造の源泉であり、かつての同質性・均質性を備えた一律一様の教育ではなく、多様なすべての子供の可能性を最大限引き出す教育への転換が必要とされている。また、「次期教育振興基本計画(令和5~9年度)」の策定に向けた諮問においても、今学ぶ子どもたちが中心となり活躍するであろう 2040年以降の社会を見据え、望む未来を子どもたち自身で示し、作り上げるため、“変革を起こすコンピテンシー”や“新たな価値を創造する力”が掲げられている。

併せて、デジタル技術を前提に成り立つ現代社会では、デジタル技術を基盤とした新たな学校教育の在り方の創造(=教育のデジタルトランスフォーメーション(教育 DX(ディ・エックス)))とともに、子どもたちには、デジタル社会の善き担い手として、デジタル技術を正しく効果的に活用し、社会に積極的に参画しようとする姿勢や能力を身につけることが求められる【次頁関連1】を参照。本市でも、令和5~7年度の3年間で、特に教育の情報化の観点から目指す教育の姿や取組の道筋を示す「KYOTO×教育DXビジョン」⁴⁵を策定(令和4年度末)したところであり、新しい時代の教育の創造をさらに進めていくこととなる。

転換には不安が伴う。私たちの頭の中には、標準的なものとして、私たち自身が受けてきた教育の形があり、変化が大きいほど不安や違和感を感じやすい。しかし、予測困難な時代を生きる子どもたちの教育に携わる私たちこそ、本市が培ってきた社会全体で人づくりを大切にす風土、安心して自己成長できる風土などの京都ならではのくみ文化といった良さは継承しつつ、有形無形の優れた文化が有する多様な価値を生かし、SDGsを羅針盤に、「誰一人取り残さない」、多様性と包摂性を備えた教育に果敢に挑戦していく必要がある。

(SDGsとは?)

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を年限とする世界のあるべき姿として、持続可能な社会を実現する17のゴールと169のターゲットから構成されている。

各々のゴールは、独立しているものではなく、根底で密接に関連し合っている。特に、ゴール4の「質の高い教育をみんなに」は、他のすべての目標と深く結びついており、人々の学び方や考え方、行動にシフトをもたらすものとしてSDGsの基礎と言われている。



SDGsの目的は、『持続可能でよりよい社会への変革』である。既存の取組とゴールとの関連付けだけでなく、あらゆる主体がSDGsという「未来志向」の価値観でつながり、矛盾や対立を克服して、ともによりよい未来社会を描き、その実現に向けて、連携・協働しチャレンジすることが大切である。

(本市教育との関係)

本市では、子どもの頃から文化や芸術に親しむ、自然に触れる、防災訓練を通して災害に備える大切さを学ぶ、地域への愛着や絆を感じるなど、他者と協働することの大切さや身近な活動が様々な課題の解決につながることを実感するだけでなく、子どもも大人も共に高め合う関係を大切にする教育を、市民ぐるみ・地域ぐるみで展開【次頁関連2】を参照している。これは、未来の担い手を育む営みを「自分ごと」「みんなごと」として支え合う本市ならではの文化であり、世代を超えて受け継がれる持続可能性を有する点でSDGsの理念に相通ずる。

こうした取組をより確かなものにしていくため、これまでの教育活動をSDGsの視点から統合的、教科等横断的に再構築し、新たな意義や価値づけを行い、未来を創るために学ぶ喜びを子どもと分かち合うことを通じて、予測困難な状況にあっても、自ら学び、自らを律して他者と共に進み続ける力など、子どもたちが、人間としてのレジリエンスを備えつつ、自らの可能性を広げることができるような支援【次頁関連3】を参照が必要である。

関連1 デジタル・シティズンシップ⁴⁶

デジタル機器やネットを抜きにして成り立たない現代社会において、デジタル社会の負の側面を最小限にするための知識・理解の習得は不可欠である。同時に、「させない、触れさせない指導」に留まるのではなく、デジタル技術を活用し、自律的に社会へ参加・関与していく知識や技能、態度を育むデジタル・シティズンシップ教育の重要性が指摘されている。「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」では、子どもの特性を踏まえた「個別最適な学び」と多様な他者との「協働的な学び」の循環にはデジタル・シティズンシップが備わっていることが大前提とされ、次期学習指導要領の改訂にあわせ、情報活用能力のさらなる育成を図るための検討を行うとされている。（本市における取組の方向性は、「KYOTO×教育DXビジョン」を参照のこと。）

関連2 学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会

市民ぐるみ・地域ぐるみの本市教育の充実に資する学校運営協議会や学校評価のあり方について、第三者の視点からの検証を目的に、学識経験者等で構成される標記委員会が設置されている。例年、活発な議論や学校訪問を通じ、よりよい学校教育の実現に向けた多様な御助言等をいただいている。

（令和4年度 検証委員会での主な御発言）

- 教育活動を進めていくうえで、学校運営協議会は、学校・保護者・地域にとって大切なコミュニティであり、地域社会の発展においても重要な役割を担っている。現在の社会の流れも踏まえ、これからの学校運営協議会がどうあるべきか検討することも必要。
- 時代が進む中で変化は生じ得るものだが、「学校運営協議会は、学校の教育目標・計画を理解・承認し、支援・応援する」という原則は確認すべき。
- 学校運営協議会やPTAなど関係する各団体の役割が不明確だと感じた。校長が掲げる学校経営方針に対し、各団体がどのように関与するのか明確にする必要があり、そういった観点で取組を進めることでコミュニティとして成り立つのではないか。
- 学校評価が保護者アンケートになっている。保護者が答えづらいであろう設問もあった。学校を評価する一部として保護者の意見があるという認識の下、アンケートの省力化を検討してもいいのではないか。
- 一人一台端末の活用については、端末の活用が目的ではなく、子どもたちが学びの楽しさを感じられているか、自ら学び、考え、行動する力が付いているかといった視点を持って、授業改善につなげられているかが大切である。

関連3 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議

中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月）等における、「特定分野に特異な才能のある児童生徒の教育に関し、学校において特異な才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸長していくのか」という議論がこれまで十分に行われてこなかった」等の内容を受け、文部科学省初等中等局長の下に標記会議が設置され、大学や民間事業者等による先進事例の紹介を含めた議論が進められてきた。

こうした議論も踏まえ、文部科学省は、令和5年度から、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進として、実証研究を通じた実践事例の蓄積のほか、特性を把握する手法・プログラム等の情報集約や特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修に乗り出す。

なお、これらの取組は、児童生徒を特定の基準で選抜し特別なプログラム等を提供することを目指すものではなく、特異な才能のある児童生徒を含む全ての子どもたちが多様性を認め合い、高め合える個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として行われるものである。

※ 「ギフテッド」という用語について、英語の gifted の本来の意味で才能や才能のある児童生徒を広く表すのではなく、突出した才能に限定される場合など、対象とするイメージが論者により異なるため、標記会議においては使用されていない。

4 質の高い教育を みんなに



全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

1 貧困をなくそう



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

2 飢餓をゼロに



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

3 すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う

6 安全な水とトイレを世界中に



全ての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

8 働きがいも経済成長も



包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10 人や国の不平等をなくそう



各国内及び各国間の不平等を是正する

11 住み続けられるまちづくりを



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12 つくる責任 つかう責任



持続可能な生産消費形態を確保する

13 気候変動に具体的な対策を



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

14 海の豊かさを守ろう



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15 陸の豊かさを守ろう



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人の司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17 パートナリシップで目標を達成しよう



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



「SDGs先進度調査」(日経新聞)で
全国815市区中、京都市は1位!

**誰ひとり
取り残さない**

京都市教育委員会は教育を通じて
SDGs 17の目標の達成に取り組んでいます

京都はぐくみ憲章

～ 子どもを共に育む京都市民憲章 ～



わたしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日(育児ニッコソ笑顔の日)制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

京都市教育委員会 指導部 学校指導課

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595-3 大同生命京都ビル

TEL 075-222-3851